

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路及び生活道路の整備推進について</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでありませぬ。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であるとともに、I L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところでありませぬ。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新笹ノ田トンネルの整備</li> </ul>	<p>一般国道343号については、内陸部から復興祈念公園へのアクセスルートとなり、また内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考へております。（C）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>大船渡土木センター</p>	<p>C : 1</p>

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路及び生活道路の整備推進について</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備</p> <p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであり、</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であるとともに、I L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところであり、</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字三本松までの新ルートの整備促進</li> <li>・国道45号と国道340号の交差点から市道今泉高田線までの区間のかさ上げの整備促進</li> </ul>	<p>一般国道340号の陸前高田市高田町字大石沖(材伐)から気仙町字三本松(サボテン)までの新ルートの整備については、国の復興交付金事業において、(仮)今泉大橋地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成28年度に橋梁下部工工事に着手し、令和元年度は、引き続き用地取得や橋梁下部工、上部工工事等を進めています。(A)</p> <p>一般国道45号と一般国道340号の交差点から市道今泉高田線までの区間については、現道をかさ上げする事業に平成30年度に着手したところ、</p> <p>令和元年度は、周辺事業との計画調整を図りながらかさ上げ工事を進めています。(A)</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>大船渡土木センター</p>	<p>A : 2</p>

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路及び生活道路の整備推進について</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでありま</p> <p>す。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であるとともに、I L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところであり</p> <p>ます。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <p>・津波被害を受けない高台を通る久保 - 泊間の整備促進</p>	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備については平成24年度から事業着手し、花貝(ハガイ)地区においては、平成28年9月に、広田町地区は平成29年9月に、小友(オモト)地区と大陽(オホヨリ)地区は平成30年3月にそれぞれ供用しました。</p> <p>久保(クボ)・泊(トマリ)間については、令和元年度も引き続き道路改良工事等を進めています。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	大船渡土木センター	A : 1

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興支援道路及び生活道路の整備推進について</p> <p>(4) 一般県道の改良整備</p> <p>東日本大震災において、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでありま</p> <p>す。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であるとともに、I L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところでありま</p> <p>す。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置づけている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 一般県道の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道世田米矢作線の矢作町清水地区から愛宕下地区間の整備促進</li> <li>・ 陸前高田停車場線の国道45号沼田交差点から浜田川までの整備推進</li> </ul>	<p>一般県道世田米矢作線の未改良区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>陸前高田停車場線の国道45号沼田交差点から浜田川までの整備については、令和元年度から事業着手し、引き続き整備推進に努めていきます。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>大船渡土木センター</p>	<p>A : 1 C : 1</p>

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 国営追悼・祈念施設（仮称）及び県営復興祈念公園の早期整備について</p> <p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ、防災文化を醸成していくため、高田松原地区に防災メモリアル公園（高田松原津波復興祈念公園）の整備を求めてきたところですが、平成25年度からは、国、県、市が共同して、復興祈念公園の「基本構想」、「基本計画」、「基本設計」等の検討が進められてきたところであり、平成29年3月には整備工事が着手され、今年の秋の一部供用開始に向けて各種工事が進められているところでもあります。</p> <p>つきましては、高田松原津波復興祈念公園の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず、世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理及び利活用方策の検討</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園の早期整備</p>	<p>(1)公園全体の適正管理及び利活用方策については、国県市が連携して検討を重ねてきたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き貴市と連携しながら、検討を進めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>(2)県が整備する高田松原津波復興祈念公園については、東日本大震災津波伝承館等の開館時期にあわせて公園の一部区域の供用を令和元年9月22日に開始しました。引き続き公園周辺の関連事業との調整を図りながら、令和3年度当初の全面供用を目指して整備を進めていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>大船渡土木センター、経営企画部</p>	<p>A：2</p>

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 持続可能な地域公共交通の構築について</p> <p>震災以降、JR大船渡線気仙沼～盛間で運行されているBRTをはじめ、路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行とともに、復旧・復興の状況や日々変化する市民ニーズに対応しながら、運行経路の見直しや、バス停の新設等に取り組んでおりますが、多額の運行経費が生じていることから、より効率的で持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築しなければなりません。</p> <p>地域公共交通の抱える課題については市町村のみならず岩手県全体の課題としてとらえ、法改正や規制緩和も含め解決策について検討していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、路線バスの利便性の向上、効率的な運行のためのバス路線再編など、持続可能な地域公共交通施策の推進と、そのための必要な財源確保についても、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国において、「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」が開催され、過疎地域等における乗合タクシーの導入の円滑化、自家用有償旅客運送における交通事業者が委託を受ける場合等についての手続を容易化する法制度の整備や、地域の商業施設・宿泊施設等の送迎輸送や福祉・介護輸送、スクールバス等の活用などについて取り組むべきとの提言が取りまとめられたところです。国では交通政策審議会の議論を踏まえ、地域公共交通活性化再生法の一部改正を検討しているところであり、その具体的な内容や運用を踏まえ、課題がある場合には、必要に応じ、国に働きかけていきます。</p> <p>県では、平成30年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしています。</p> <p>令和元年度は、新たにバス路線活性化検討会を設置し、補助路線の利用促進やネットワークの改善に向けた検討を進めているところであり、また、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、補助路線に関し被災地特例等が終了した場合の市町村への支援のあり方等について検討してきたところであり、令和2年度に補助路線の代替交通への補助事業を新設する予定としています。また、被災地特例等の延長については、国に対し引き続き要望を継続しつつ、国の対応方針が明らかになるのを見定めた上で、仮に延長がない場合には、速やかに地域公共交通ネットワークの維持確保を図るの観点から検討を行い、必要な予算確保に努めます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
<p>4 被災者の住宅再建に係る補助事業実施期間の延長について</p> <p>被災者住宅再建支援事業費補助金及び生活再建住宅支援事業の実施期間につきましては、令和2年度まで延長していただいております。</p> <p>しかし、本市の土地区画整理事業の完了は令和2年度末を予定しており、実施期間内に住宅を完成できない世帯が見込まれることから、実施期間を令和3年度以降も継続していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、被災者住宅再建支援事業費補助金及び生活再建住宅支援事業に係る事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、大船渡土木センター	B : 1

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 貝毒の発生原因究明とその対策について</p> <p>本県沿岸地域において貝毒（麻痺性、下痢性）の発生によりホタテ及びホヤ等の水産物の出荷に影響が出ております。本市海域においては、昨年同様ホタテ貝について貝毒が発生し、自主規制が続いているところであります。生産者においては自主的な対策として、出荷時期の調整などを行っておりますが、生産者への影響は大きいところです。</p> <p>貝毒発生のメカニズムは判明しているものの、根本的な解消には至っておらず、昨年同様長期の出荷規制が続いた場合、報道等を通じた消費者への心理的な影響が懸念されるところであります。</p> <p>つきましては、生産者及び消費者の不安を早期に解消するため、本市海域における貝毒の発生原因の究明と、その抜本的な対策を早急に講じて頂きたいと、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>(1) 貝毒の発生原因についてですが、平成30年度、広田湾でホタテガイ等の長期出荷自主規制の原因となった貝毒は、麻痺性貝毒と呼ばれるもので、アレキサンドリウム タマレンセという有毒プランクトンを二枚貝等が餌として取り込み発生したものです。このプランクトンは通常、海底泥中でシスト(休眠孢子)として休眠しており、水温等の環境条件が整ったときに増殖して貝毒発生の原因となります。昨年度は、このプランクトンが原因となる貝毒が岩手県大槌湾海域から宮城県の広い範囲で、かつ、これまでほとんど発生が確認されたことのない海域でも発生しました。</p> <p>一方、令和元年度は、下痢性貝毒が発生しており、これは、沖合からディノフィシス フォルティという有毒プランクトンが湾内に流入し、これを二枚貝等が餌とするもので、主に5～7月に県下全域で発生します。</p> <p>岩手県水産技術センターでは、海況や水質の変化とプランクトンの出現状況を調査することにより、貝毒の原因となるプランクトンと貝類の毒化との関係解明に向けた調査試験研究に取り組んでいるところですが、その関係を説明できるところまで至っておりません。このため、県では、国に対し、麻痺性貝毒の対策に関する調査・研究を充実するよう要望しています。今後も国の研究機関や大学等の研究機関と連携しながら、毎年変化する貝毒の発生状況調査を継続し、麻痺性貝毒等発生原因の解明に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(2) 対策については、毒化した水産物の早期の出荷再開に向けて、岩手県漁業協同組合連合会などと連携して、貝毒のモニタリングを継続するとともに、令和元年度は、広田湾において海底泥の調査を行い、麻痺性貝毒の原因となるプランクトンのシストについて調査を実施し、現在解析しているところです。今後も貝毒の発生予測技術の開発や早期に毒量を低減する技術の開発についての試験研究を、国の研究機関や大学とともに推進していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B : 2

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 復興完遂までの各種支援の継続について</p> <p>地域の実情に応じた被災者の生活再建や復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保をはじめ、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要であることから、復興・創生期間の終期にこだわらず、復興完遂まで各種支援を含めた取組が継続されますよう、国への働きかけにつきまして、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、当該期間後の復興を支える仕組みの検討に当たり、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するよう、昨年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、昨年度に引き続き要望したところです。</p> <p>これに加え、使途の自由度の高い交付金等の従来の枠組みを超えた財源措置の充実についても、当該要望に併せて要望を行ったところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した昨年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、昨年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興を支える仕組みとして、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保、東日本大震災復興特別区域法に基づく特例制度等の継続検討、必要な人材確保のための自治体支援などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することや、当該期間後5年以降も心のケアなどの被災者支援や被災した子どもに対する支援等に適切に対応することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 地域医療の充実・確保について</p> <p>気仙地区の医療体制は、医師の偏在指標で見ると、岩手県は、169.3であり、全国最下位。気仙地区は、118.3で、335医療圏中289位となっています。</p> <p>ついで、地域の医療需要に対応し、地域住民が安心して暮らすことのできる医療体制の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県立高田病院の再建に伴い、皮膚科など常勤医不在の診療科への常勤医の配置</p> <p>(2) 地域診療体制の整備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携を充実させるため、医療社会事業士の増員</li> <li>・高齢化社会に対応し寝たきり高齢者を少なくするため、回復期リハビリテーション機能の確保と医療技術者の増員</li> </ul>	<p>(1) 県立高田病院において常勤医師が不在となっている婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科への常勤医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(2) 地域医療連携については、平成30年度に高田病院を包括する連携体制の強化を図るため、医療社会事業士を大船渡病院に配置したほか、退院調整看護師を高田病院に配置しました。</p> <p>引き続き、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担等を踏まえながら、必要な体制整備に努めていきます。</p> <p>また、リハビリテーション職員の配置については、診療機能等を勘案しながら、患者数や業務量等に応じて配置することとしており、地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員を確保することとしています。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1 B : 1
<p>8 被災地健康支援事業の継続実施及び財政支援について</p> <p>(1) 被災地健康支援事業に係る交付金の維持</p> <p>(2) 被災者支援総合事業のうち被災者生活支援事業に係る交付金の維持</p> <p>本市では、いまだに応急仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者が少なくなく、健康状態の悪化予防や健康不安の解消、住民同士の交流促進を図ることを目的とした事業実施と、それを支える人材確保が必要であります。</p> <p>ついで、被災者支援総合交付金の維持について国に対し働きかけをされるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 被災地健康支援事業に係る交付金の維持</p> <p>(2) 被災者支援総合事業のうち被災者生活支援事業に係る交付金の維持</p>	<p>県では、被災者の応急仮設住宅等での生活の長期化に伴い、被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があると考えています。このため、「被災地健康支援事業」及び「被災者生活支援事業」を含む「被災者支援総合交付金」について、中長期的な制度として継続して活用できる安定した財源の確保を図るよう継続して国に対して要望を行っているところであり、今後も様々な機会を通じて国に要望してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 子どもの医療費助成事業の拡大について</p> <p>(1) 助成対象の拡大・・・小学生の外来分まで</p> <p>(2) 現物給付の拡大・・・中学生分まで</p> <p>県の子どもの医療費助成事業については、未就学児及び小学生入院分が対象となっており、また、本年8月からは小学生を対象とした現物給付が実施されているところです。</p> <p>子どもへの適正な医療を確保し、また子育て世代の負担を軽減するため、事業範囲の拡大について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 助成対象の拡大・・・小学生の外来分まで</p> <p>(2) 現物給付の拡大・・・中学生分まで</p>	<p>(1) 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和元年8月からは、現物給付の対象を「未就学児」から「小学生」まで拡大したところです。</p> <p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を小学生の外来まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があるという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>(2) 現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することなどの課題がありますが、令和元2年8月から、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 C : 1

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 東日本大震災に係る国民健康保険制度への財政支援について</p> <p>(1) 国民健康保険医療費一部負担金の免除措置に対する財政支援の継続</p> <p>(2) 震災の影響による医療費負担増等に対する財政支援の継続</p> <p>(3) 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険税収入減に対する財政支援</p> <p>東日本大震災以降、被災者の方々の心身の健康が悪化し医療費負担が増大していることから、国民健康保険制度への特例措置に対する国県の財政支援が継続して実施されて参りましたが、医療費等負担増に対する財政支援については、段階的に縮小されており、医療費一部負担金免除措置に対する財政支援については、令和元年度までとなっているところです。</p> <p>また、固定資産税の課税免除措置については、平成26年度で廃止になったことから、平成27年度から市単独で条例減免として対応し、国税の資産割について税負担の軽減に努めております。</p> <p>つきましては、当市の被災の状況を踏まえ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう、国県の財政支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国民健康保険医療費一部負担金の免除措置に対する財政支援の継続</p> <p>(2) 震災の影響による医療費負担増等に対する財政支援の継続</p> <p>(3) 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険税収入減に対する財政支援</p>	<p>(1) これまで財政支援の継続にあたっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。</p> <p>いまだに多くの被災者が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を解消し、医療や介護サービス等を受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。(A)</p> <p>(2) 被災した市町村の国保財政については、医療費の増加等により、依然として厳しい状況であることから、安定的な運営が図られるよう、これまでも、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政措置を講じるよう要望を行ってきたところであり、令和元年6月に実施した、令和2年度政府予算提言・要望においても同様の要望を行っています。(B)</p> <p>(3) 地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第120号)附則第55条及び附則第55条の2により固定資産税の課税免除を実施した場合、東日本大震災による固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料(税)収入の減少に対する財政支援として、平成26年度まで国の特別調整交付金が交付されてきました。</p> <p>平成27年度から、国の特別調整交付金の対象外とされたところであり、今後同様の財政支援が再開されることは難しいと思われまます。(C)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1 C : 1
<p>11 三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道の修復・再整備について</p> <p>三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道については、「みちのく潮風トレイル」のコース地であり、令和元年6月の全線開通を受け、今後、利用が本格化し、交流人口の拡大に寄与していくことが期待されています。</p> <p>しかし、当該遊歩道の大祝にある登り口は震災時に被災したまま修繕がされておらず、Uターンする利用者が発生している状態にあります。観光客の利便性向上と安全の確保により交流人口の拡大につながるよう、早期の修復・再整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>黒崎園地遊歩道は、現在、迂回路により通行を確保しているところですが、その修復・再整備については、自然環境整備計画(令和2年度～6年度)に位置付け、整備に向け取り組みます。</p> <p>また、現地の利用状況や公共予算の状況などを確認しながら、県管理施設の計画的な修繕に努めるとともに、整備に要する費用に係る十分な予算の確保について国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 水門・陸閘の維持保守費用の負担について            漁港海岸事業のうち「水門・陸閘の復旧整備」については、沿岸各市町村で事業が進んでおり、本市では水門・陸閘合わせ30基（うち遠隔化陸閘10基）の整備を予定しているところであります。            今後の陸閘の遠隔化の運用に際し、維持保守管理について、毎年、点検業務等で多額の経費を要することが想定されております。            つきましては、維持保守費用に対する国・県の財政支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>整備後の水門・陸閘等の自動閉鎖システムを将来にわたって確実に稼働させるためには適正な維持、管理が必要ですが、維持管理費の財源確保が課題となっています。            県では、国に対し継続して、地方自治体が負担する津波対策施設の維持管理費及び修繕費、更新費について財政措置を講じるよう要望しています。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1
<p>13 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配措置の継続について            震災以降、心のケアなど多様化・複雑化する児童生徒への対応の充実及び学校復興のための教職員の加配措置を継続して実施していただいているところであります。            直接被災した児童生徒は減少してきているものの、不安定な家庭状況等から間接的な影響を受け、学校生活に不適應を起こす児童生徒もまだ少なからず存在している状況です。            つきましては、児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のために、次年度においても、復興加配職員、指導主事、栄養教諭の継続配置を要望します。</p>	<p>被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。            教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。            指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っていますが、陸前高田市には、令和元年度は3人を派遣しているところです。今後についても、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。            栄養教諭については、義務教育標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて、人員を配置しており、今後も児童生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
<p>14 緊急スクールカウンセラーの継続配置について            震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、二次的・複合的要因によるストレスも懸念されてきており、児童生徒に対し、継続的かつ長期的な心のケアやカウンセリングが必要なことから、スクールカウンセラーを配置し、継続的な取組により児童生徒の心のケアなど大きな成果を上げております。            つきましては、次年度においても、児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、今年度同様の配置を要望します。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。            今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15 BRT専用道化に伴う気仙川河川改修事業の早期整備について</p> <p>JR大船渡線のBRTによる運行については、これまで新しいまちづくりの復興段階に応じた柔軟な運行とともに、地域住民や来訪者にとっても安心安全な快適で利用しやすい交通手段として、本市の公共交通の中心的な役割と機能を発揮しているところであります。</p> <p>旧JR陸前矢作駅～竹駒駅間については、国道343号にあったJR陸前矢作駅が旧JR陸前矢作駅へ移設されるとともに、矢作町字越戸内地内から旧JR陸前矢作駅までが専用道化され、いずれも平成31年3月16日から供用開始されたところです。</p> <p>しかしながら、JR竹駒駅から矢作町字越戸内地内までの専用道延伸を行うためには、JR東日本が今後実施する気仙川に架かる鉄橋の復旧事業と気仙川の河川改修事業の一体的な事業推進が必要となることから、JR東日本との連携を図りつつ、早期に整備を進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>気仙川河川改修事業は、津付ダム建設中止に伴いダムに代わる治水対策として進めており、概ね30年に1度の洪水に対する河川改修については、津付ダム完成予定であった令和5年度(2023年度)の完了を目標に鋭意取り組んでいるところです。</p> <p>専用道化によるBRT運行については、JR大船渡線気仙川橋梁の復旧と当該河川改修の計画・工程調整等が不可欠となることから、JR東日本とも連携し河川改修を進めていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>大船渡土木センター</p>	<p>A : 1</p>
<p>16 陸前高田オートキャンプ場モビリアのリニューアル整備について</p> <p>陸前高田オートキャンプ場モビリアは、平成11年の開設以降、多くの愛好者に利用されてきましたが、東日本大震災以降は、応急仮設住宅が建設され、利用が制限されてきたところでありま</p> <p>す。</p> <p>本市においては、「応急仮設住宅の撤去・集約化の基本方針」を平成29年6月に改定し、オートキャンプ場モビリアのキャンプサイトについては、令和2年度前半での撤去を予定しております。</p> <p>つきましては、応急仮設住宅撤去後の本格再開を見据えた施設全体のリニューアル整備について、仮設住宅の撤去期間も迫っていることから、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場モビリアについては、平成11年に開設した後、平成21年から22年にかけて、ドームハウスの設置等も行ったところです。</p> <p>東日本大震災津波の発災後は、キャンプサイト等に応急仮設住宅が設置されたことなどから、現在は施設の維持管理のみ行っているところです。</p> <p>応急仮設住宅の撤去後の、施設の今後のあり方については、貴市からの御意見もいただきながら検討を進めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>



陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>19 高田海岸沖へ流出した消波ブロックの撤去について 東日本大震災津波で、高田海岸に設置されていた消波ブロックが流出し、海中瓦れきとして高田海岸沖の漁場内に散積している状態となっております。 高田海岸沖の海域は、コタマ貝やホッキ貝（ウバガイ）などが採取できる良好な漁場ですが、流出した消波ブロック等の海中瓦れきの影響により、漁ができない状況となっているところがあります。 つきましては、漁業者の営漁再開のため、流出した海中瓦れきの撤去を早急に行い、高田海岸沖の漁場の早期回復を行っていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。 砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行っていませんが、浅瀬や海底の砂に埋没したブロックもあり、全面的なブロック等の撤去は難しい状況です。 これまで、漁の支障となる範囲について関係者の意見を聞き取りしたところであり、消波ブロックの撤去が可能か、引き続き検討してまいります。（C）</p>	沿岸広域振興局	大船渡土木センター	C : 1
<p>20 保育需要に対する保育士等人材確保経費に係る財政支援について  全国的に保育需要の増加により保育士の人材不足の状況にあり、当市においては、特に年度途中の入所希望、医療的保育に必要な保育士の確保に苦慮しています。 令和元年5月24日付け子第108号で岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長より通知のあった「岩手県保育士確保・保育所等受入促進モデル事業費補助金交付要綱の制定」により、保育所または認定こども園において保育士を加配するための経費を市が補助した際の経費一部の財政支援を受けられますが、保育士のみではなく、保育補助として看護師及び各市町村の研修を受けた子育て支援員を加配した場合においても、特段の財政支援をお願いいたします。</p>	<p>岩手県保育士確保・保育所等受入促進モデル事業は、年度途中の需要に対応するため、保育士を新たに1人雇用してあらかじめ加配する保育所等に対して、公的負担の無い期間の雇上経費の一部を補助する事業です。 年度途中の待機児童の解消を図るため、施設で受け入れる児童の数を増やすには、増加する児童の数に応じた保育士の増員が必要です。しかし、児童の入所が確定した年度途中で保育士を採用しようとしても、条件に合致した求職者が少なく、保育士の確保が困難な状況であることから、年度当初にあらかじめ保育士を採用し、追加の保育需要に対応した受入体制を確保することを支援するため、同事業では対象を「保育士」としているものです。 一方、「保育補助者」の雇上を行った場合の経費については、「保育対策総合支援事業」により支援を行っていますので、この事業の活用等をご検討ください。（A）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>21 三陸沿岸地域の観光振興及び新たな誘客促進に向けた取組について</p> <p>今秋に高田松原地区にオープンを予定している「高田松原津波復興祈念公園」は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承を目的とした施設として、整備が進められております。</p> <p>公園内には、国が整備する「国営追悼・祈念施設」と、岩手県が整備する「東日本大震災津波伝承館」と、地域振興施設一体となった道の駅「高田松原」が一体となった公園施設となっており、各施設につきましては、「東日本大震災の伝承」と「復興に対する強い意志」を国内外に発信する施設であるとともに、三陸沿岸地域全体へ誘うゲートウェイとしての機能を持ち合わせているところであります。</p> <p>また、「三陸ジオパーク」は、世界ジオパーク認定を目標としながら、今年度の日本ジオパークの認定更新を目指しており、「みちのく潮風トレイル」については、このたび、青森県八戸市から福島県相馬市までの全長1,000キロが全線開通したところであります。こうしたことから、今後はより一層、三陸沿岸の市町村が一体となった広域的な観光客の誘客と観光地としてのブランド化を図る取り組みが必要と考えております。</p> <p>つきましては、三陸沿岸地域全体の観光振興を図るため、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」、「高田松原津波復興祈念公園」などの多様な地域資源を生かした「三陸ブランド」の確立と東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした観光客誘致、海外からの観光客に対するインバウンド対策などの推進について、積極的な対応を行うこと。</p> <p>(2) 観光施設の改修等への財政支援及び道の駅間の連携、自転車を活用した広域的な周遊観光ルートの設定等、市や県を越えた広域的な連携について、県が主導して取り組むこと。</p> <p>(3) 三陸地域の魅力ある観光地域づくりを強力に推進するため、「三陸DMOセンター」を沿岸部へ移転すべきであり、ゲー</p>	<p>(1) 県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信や、沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援、セミナーの開催等による三陸の地域資源のブラッシュアップに取り組んできたところです。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、海外の旅行会社やメディア等を招請し、本県の観光資源を情報発信するなど、海外におけるプロモーション強化等に取り組んでいます。(B)</p> <p>(2) 県では、観光関係事業者などが行う施設内の多言語表示、無料公衆無線LANの整備、宿泊施設における客室の和洋室化や和式トイレの洋式化に対する支援などに取り組んでいるほか、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」において、沿岸地域への周遊観光などを促進するため、沿岸地域を周遊するバスツアーへの助成などを実施しています。</p> <p>また、三陸ジオパーク推進協議会では、沿岸圏域の来訪者が三陸地域のいずれの地域を訪れても、「三陸ジオパーク」全体の情報が得られるよう、道の駅等を情報発信の拠点施設とするネットワーク化の取組を進めています。</p> <p>さらに、平成29年度、「いわて観光キャンペーン推進協議会」内に、DMO推進部会とインバウンド推進部会を設置し、DMO推進部会において、三陸DMOセンターと連携したプロモーション等を行う市町村DMOの取組を支援するとともに、インバウンド推進部会においてはプロモーション等に関する情報共有や市町村や関係事業者等と連携した広域的なプロモーション等を実施する仕組みづくりを進めています。(B)</p> <p>(3) 県では、交流人口の拡大に向けた地域連携の取組を強化するため、県が所管する(公財)さんりく基金内に三陸DMOセン</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2 C : 1

## 陸前高田市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
トウェイとなる本市への設置を要望する。	<p>ターを設置し、観光動向調査の実施・分析、観光地域づくりを担う観光人材（観光プランナー）の育成、地域の観光コンテンツの発掘・磨き上げ、旅行商品・体験プログラムの造成支援等に取り組んでいるところです。</p> <p>また、三陸地域の魅力ある観光地域づくりのためには、まずは、沿岸各地域における魅力向上や特色ある観光コンテンツづくり、またその活動の中核となる地域DMOなどの取組が重要と考えます。</p> <p>三陸DMOセンターは、地域連携DMOとして、それら広範な沿岸各地域の取組と連携して、三陸地域全体の交流人口の拡大に向けて取り組むことが必要と考えています。その設置場所については、広範な沿岸地域における、地域主体の観光地域づくりを支援する機関として、県の観光振興施策と一体的に取り組むため、商工労働観光部観光課事務室内としているところです。</p> <p>昨年4月には、沿岸市町村や地域DMO、関係団体等と、より密接な連携を図るため、沿岸4か所にサテライトを開設して、コーディネーターを配置したところであり、今後とも、一層の連携強化に努めていきます。（C）</p>			